

事例研究～中国ビジネス法務

(第101回)24年ぶりの法改正!
新たな不正競争防止法が正式に可決北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

11月4日、中国全国人民代表大会常務委員会で新たな「不正競争防止法」(以下「新法」という)が可決・公布され、2018年1月1日より施行されることになりました。24年ぶりの法改正となった今回の新法は、全面的な改定が行われたものとなっていますので、今回はこの新法のポイントについて解説いたします。

◇旧法において規定が不明確であったために、日系企業が競争上不利となったケース

現地企業A社は、建設関連の専用機器メーカーである。中国国内の顧客がA社の同類商品を購入するには、往々にして代理入札業者への委託による調達という方法がとられている。A社がよく耳にするうわさでは、入札参加時に、裏で代理入札業者の従業員に何らかの利益を渡すことで、価値のある情報を入手している一部の同業メーカーがあるということだった。厳格な社内コンプライアンス審査制度があるA社では、そのような「裏工作」をすることはできず、情報不足のために入札において不利な状態となっていた。

旧法では「相手側事業者または個人に与える」という条件が規定されていたのみであったため、上記のような代理業者の従業員への便宜供与が商業上の賄賂を構成するかどうかについて、地方当局の間で見解にかなりの相違があり、A社が旧法を運用して前述の不正行為に対抗することは困難であった。

◇今回の改正案における重要なポイント

新法の重要ポイントを以下に列挙します。

1. 適用範囲の拡大

旧法における「市場取引において」との規定を「生産経営活動において」と拡大し、また「その他の経営者の適法な権益を損なう」についても範囲を拡大して「他の経営者または消費者の適法な権益を損なう」に修正した。

2. 混同行為の定義を拡大し、詳細に説明

「企業名」や「氏名」の範囲を詳細に記述したほか、社会組織の名称、ドメイン名、ウェブサイト名、ホームページの無断使用を禁じる内容を追加した。

3. 商業賄賂に関する規定の拡充

(1) 商機や競争上の優勢を獲得する目的で、以下の対象への贈賄を行う場合、商業上の賄賂を構成するということが明確に規定した。

- ① 取引相手の従業員
- ② 取引相手からの委託を受けて関連事務を請け負う事業者または個人
- ③ 職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす事業者または個人

→②、③が賄賂を受け取る対象の範囲に加えられたことで、前掲のケースのA社にも、新法を運用して不正行為の実施に対抗することが可能となる。

(2) 企業の従業員による贈賄行為は企業の行為と認定することを明確に規定したが、同時に企業の抗弁権についても規定した。すなわち、贈賄行為が従業員の個人的行為であることを、企業が証拠を示して証明できる場合、企業には責任がないものとするのが定められた。

4. 虚偽宣伝の禁止

虚偽広告に関する内容(2015年新広告法で規定)を削除するとともに、虚偽の宣伝の形式を「商品の性能、機能、品質、販売状況、利用者の評価、受賞歴等」に拡大し、市場要素をより広範に考慮した。

5. 営業秘密の保護強化

賄賂や詐欺の方法で営業秘密を取得することも、違法行為に当たるものと新たに規定した。また、「営業秘密の侵害とみなす」ことに関する規定についても詳しく定めた。

6. インターネットを利用した不正競争の実施を禁止する規定の追加

経営者は技術的手段を利用して利用者の選択に影響を与えたり、その他の方法によってその他の経営者が適法に提供するインターネット商品またはサービスの正常な運行を妨害、破壊する行為をしてはならないと規定した。

7. 不正競争行為に対する法的責任を加重するとともに、当局の行政法執行権限を強化

- ① 新法では行政処分が大幅に厳罰化された。商業上の賄賂の例では、新法では「10万元以上300万元以下の罰金、事情が重大なときは営業許可証を取り上げる」と規定している。
- ② 新法では、現場調査、質問、資料の調査取得、財産の差し押さえ及び押収、銀行口座照会を行う権限を当局が持つことを明確に規定した。

◇日系企業へのアドバイス

新法では時代の変化に合わせた全体的な調整が行われたと同時に、法律規則の設定を明確化、詳細化する上での進歩が見られます。ただし、新法が実施された後も、各地の所管当局で新法の内容が十分に把握され、その法執行方法が確立されるまでに一定期間を要するため、タイミングや実施運用には依然として不確実性が残ります。日系企業におかれましては、本法によく目を通して内容に習熟するとともに、今後の動向にも十分に留意されることをお勧めいたします。

対北朝鮮 圧力を最大限に」=ASEANに連携呼び掛け-安倍首相

【マニラ時事】日本と東南アジア諸国連合(ASEAN)の首脳会議が13日午後(日本時間同日夜)、マニラで開かれた。安倍晋三首相は、北朝鮮の核・ミサイル開発への対応について「あらゆる手段で圧力を最大限まで高めていく」と訴え、各国に連携を呼び掛けた。また、中国が軍事拠点化を進める南シナ海問題に関し、実効的な行動規範の策定に期待を示した。

首相は席上、「北朝鮮の核・ミサイルはこれまでにない重大かつ差し迫った脅威だ」と指摘。ASEAN側からも「深刻な脅威だ」との声が上がった。首相は「圧力のツール活用の徹底を期待する」として、国連安全保障理事会による制裁決議の厳格な履行などを促した。

南シナ海情勢をめぐる、首相は「中国とASEANの対話の進展を歓迎する」と表明。ASEANと中国が交渉開始で合意した紛争防止を目的とする行動規範について、「実効的な規範の策定を期待したい。緊張が緩和されれば、非軍事化の進展は当然だ」と強調した。

首相が提唱する、アジアからアフリカに至る地域の安定と成長を目指す「インド太平洋戦略」については、「ASEANが法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の発展をリードすることを期待する」と述べ、南シナ海の「航行の自由」確保へ協力を求めた。

トランプ氏、アジア関与の姿勢表明=米ASEAN首脳会議に初参加

【マニラ時事】トランプ米大統領は13日、マニラで東南アジア諸国連合(ASEAN)との首脳会議に臨んだ。トランプ氏の米ASEAN首脳会議参加は初めて。冒頭、「真に開かれたインド太平洋の実現に向け、皆さんと協力するために来た」と述べ、引き続きアジア地域へ関与していく姿勢を示した。